

# ご存じですか？ 地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

☎福祉課 ☎22-1400

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしているのが「民生委員・児童委員」です。その地域の事情をよく知り、福祉活動やボランティア活動に理解と熱意があるなどの要件を満たす人が、自治会長からの推薦により、市、県の審査会を経て厚生労働大臣から委嘱されます。

## ●「民生委員・児童委員」と「主任児童委員」の違いは？

「民生委員・児童委員」は、自治会ごとに特定の地域を担当し、高齢者や障がいのある方の福祉に関することや、子育ての不安などさまざまな相談に応じます。必要に応じて、福祉サービスを提供する専門機関や行政機関とのつなぎ役として活動しています。「主任児童委員」は、各地区ごとに2人、自治会で担当を分けず児童福祉に関する活動を専門に担当しています。いじめ・不登校・児童虐待など相談内容に応じて、地域の関係機関との連携を図り、地域担当の民生委員・児童委員の活動をサポートしています。



▲一人暮らし高齢者の見守り活動を行う民生委員・児童委員



▲児童の登校時間に朝のあいさつ運動をする主任児童委員

## INTERVIEW



白石市民生委員児童委員協議会  
さとう ましひろ 会長  
佐藤 進

**民**生委員制度が施行され100年以上たち、これまで常に人々に寄り添い、活動を続けてこられた多くの先輩たちの努力の歴史があると思います。現在、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化

などで、生活・福祉課題も超過する中、「民生委員・児童委員は大変」といったイメージがあり、新たな担い手の確保が課題となっています。その中でも、支援した人に喜ばれたとき、課題が解決したときには、民生委員・児童委員として活動していて良かったと感じます。

今後も住民の身近な相談相手として、不安や悩みなど声に出しづらい人を早期に適切な支援へつなげていきたいと考えています。

あなたしか 気づいてないかも そのサイン  
～11月は秋のこどもまんなか月間です～

### ■しつけと体罰はどう違うの？

しつけは、子どもが社会において自立した生活を送れるように、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

体罰とは、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、不快感をもたらす行為で、虐待にあたります。

### ■虐待の定義

#### ●身体的虐待

殴る、蹴る、たたくなど。

#### ●ネグレクト

食事を与えない、病気になっ

ても放置している、身体や衣服をひどく不潔にするなど。

#### ●心理的虐待

言葉による脅かし、無視する、きょうだい間で差別するなど。

#### ●性的虐待

子どもにわいせつな行為を強要するなど。

### ■体罰が子どもに与える影響

虐待や体罰の体験がトラウマ(心的外傷)となって心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長発達に悪影響を与えます。

### ■子育てはいろいろな人の力と共に

子育てに不安があれば、ひとりで抱え込まず、乳幼児健診や子育て相談窓口で相談してください。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、通報をお願いします。

### 【相談・通報先】

児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783  
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189  
福祉課 ☎22-1400

## Monthly Consultation

## 定例相談

| 相談種別               | 日時                                      | 会場  | 電話                                      |
|--------------------|---|---|---|
| 人権・行政              | 11月15日(水)                               | 10:00~15:00 市役所2階 第2会議室                   | 市民生活課 ☎22-1314                          |
| 無料法律               | 11月15日(水)<br>※事前に電話で予約ください。             | 10:00~15:00 市役所3階 第3会議室                   |   |
| 農家                 | 11月10日(金)                               | 10:00~12:00 農林振興センター                      | 農業委員会 ☎22-1256                          |
| こころの相談             | ・精神科医:11月14日(火)<br>・精神保健福祉士:11月22日(水)   | 13:15~16:15<br>9:30~11:30 健康センター(要予約)     | 健康推進課 ☎22-1362                          |
| アルコール<br>思春期・ひきこもり | 11月15日(水)<br>11月16日(木)                  | 14:30~16:30<br>13:30~16:20 仙南保健福祉事務所(要予約) | 仙南保健福祉事務所<br>母子障害班<br>☎0224-53-3132     |
| 障がい者               | 11月10日(金)                               | 13:00~15:00 市役所3階 第3会議室                   | 福祉課 ☎22-1400                            |
| 補聴器巡回サービス          | ・リオン:11月2日(木)・14日(火)<br>・ブルーム:11月28日(火) | 13:00~14:00 市役所1階 東側和室                    | リオン ☎0224-52-2551<br>ブルーム ☎022-267-3435 |

| 相談種別                | 日時・会場・問い合わせ先など   |
|---------------------|--|
| いじめ相談(アライン)         | いじめ相談窓口(市役所4階 教育委員会内) ☎i-line@city.shiroishi.miyagi.jp [24時間メール受け付け] ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。              |
| 家庭児童相談              | 総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400   |
| 高齢者総合相談(事前連絡必要)     | ①地域包括支援センター(総合福祉センター内): ☎22-1466 毎週月~金 8:30~17:15 ②在宅介護支援センター清風: ☎22-2110 ③在宅介護支援センター八宮: ☎24-5222 ②③は24時間電話受付しています。          |
| 生活困窮者自立支援相談         | 社会福祉協議会(総合福祉センター内) 毎週月~金 8:30~17:15 ☎22-2130   |
| 青少年相談               | 青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)  |
| 消費生活相談              | 消費生活相談室(市役所1階市民生活課内) 毎週月・水・金 9:00~16:00 ☎22-0783   |
| DV・ハラスメント相談(事前連絡必要) | 男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・木・金 8:30~16:00 ☎22-6035   |
| 障がい者虐待通報            | 仙南地域障がい者基幹相談支援センター [24時間電話受け付け] 平日: ☎0224-51-5361 夜間・休日: ☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内(大河原町)。平日は福祉課(☎22-1400)でも受け付けています。 |
| 健康相談                | 健康推進課 毎週月~金 8:30~17:15 ☎22-1362  |